

# 参考資料

# 地方分権改革の考え方

# 地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3.11~H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議 (衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5.8~H6.4)		
羽田内閣 (H6.4~H6.6)		
村山内閣 (H6.6~H8.1)		
橋本内閣 (H8.1~H10.7)		
小淵内閣 (H10.7~H12.4)		
森内閣 (H12.4~H13.4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足 (議長: 西室泰三)	第2次分権改革
小泉内閣 (H13.4~H18.9)	H14.6~17.6 骨太の方針 (閣議決定) (毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18.9~H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立	
福田内閣 (H19.9~H20.9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足 (委員長: 丹羽宇一郎) (~H22.3) ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告	
麻生内閣 (H20.9~H21.9)		
鳩山内閣 (H21.9~H22.6)		
菅内閣 (H22.6~H23.9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立	
野田内閣 (H23.9~H24.12)	4 第1次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
安倍内閣 (H24.12~R2.9) (第2次、第3次、第4次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足 (本部長: 内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足 (座長: 神野直彦) 6 第3次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H26.5 第4次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ	
	H27.6 第5次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H28.5 第6次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H29.4 第7次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲) H30.6 第8次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲) R元.5 第9次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲) R2.6 第10次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)	
菅内閣 (R2.9~)		

提案募集方式の導入

H  
26  
・  
4  
↓  
5

# 地方分権推進法（平成7年法律第96号）

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方分権の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

## 第二章 地方分権の推進に関する基本方針

（国と地方公共団体との役割分担）

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

（地方分権の推進に関する国の施策）

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与（地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。）、必置規制（国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとするをいう。）、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の地方自治の確立を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

（地方税財源の充実確保）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

## 第三章 地方分権推進計画・第四章 地方分権推進委員会・附則（略）

## 第1章 総論 – 地方分権推進の趣意

### I 何故にいまこの時点で地方分権か — 地方分権推進の背景・理由

#### 1 中央集権型行政システムの制度疲労

…しかしながら、中央集権型行政システムにはそれなりの弊害も伴う。すなわち、国民国家の統一のために地域社会の自治を制約し、国民経済の発展のために地域経済の存立基盤を掘り崩す。権限・財源・人間、そして情報を中央に過度に集中させ、地方の資源を収奪し、その活力を奪う。全国画一の統一性と公平性を重視するあまりに、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性ある生活文化を衰微させる。それは、脳神経ばかりが異常に肥大しその他の諸器官の退化した生物にも比せられる。

このように、中央集権型行政システムには功罪両面があるのであるが、わが国の政治・行政を取り巻く国際・国内の環境はこここのところ急速に大きく変貌してきている。そしてその結果として、今日では中央集権型行政システムが新たな時代の状況と課題に適合しないものとなって、その弊害面を目立たせることになったのではないか。いいかえれば、旧来のシステムは一種の制度疲労に陥り、新たな状況と課題に的確に対応する能力を失っているのではないかと考える。 …

#### 2 変動する国際社会への対応

#### 3 東京一極集中の是正

#### 4 個性豊かな地域社会の形成

…すべての行政分野でナショナル・ミニマムの目標水準を達成し、これを維持していくことは、今後とも引き続き国の担うべき重要な役割である。ナショナル・ミニマムにも達しない地域社会が残存するような地域間格差は国の責任において解消させなければならない。しかしながら、国の各省庁がそれぞれの行政分野においてナショナル・ミディウムまたはナショナル・マキシマムというべき目標水準を立て、これをあたかもナショナル・ミニマムであるかのように扱い、全国画一にこの水準まで引き上げようとすることは慎むべきである。ナショナル・ミニマムを超える行政サービスは、地域住民のニーズを反映した地域住民の自主的な選択に委ねるべきものである。その結果として地域差が生ずるとしても、それは解消されるべき地域間格差ではなく、尊厳なる個性差と認識すべきである。 …

#### 5 高齢社会・少子社会への対応

…この種の総合行政と公私協働の仕組みづくりは、国の各省庁別の、さらには各局別の縦割りの行政システムをもってしては到底実現できない。この種の仕組みづくりは地方公共団体のなかでも、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村の創意工夫に待つほかはない。 …

## 第1章 総論 – 地方分権推進の趣意

### II 目指すべき分権型社会の姿 — 地方分権推進の目的・理念と改革の方向

地方分権の推進が求められるに至った上記の背景・理由から明らかなように、地方分権推進の目的・理念を簡潔に要約して言えば、「国と地方」、「国民と住民」、「全国と地域」、「全と個」の間の不均衡を是正し、地方・住民・地域・個の側の復権を図ることを目的に、全国画一の統一性と公平性を過度に重視してきた旧来の「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」を、地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の个性的で総合的な行政システム」に変革することである。これを分解してもう少し詳しく説明すれば、以下のとおりである。

#### 1 自己決定権の拡充 – 規制緩和と地方分権

…これを裏返していえば、地方分権の推進は、「国から地方へ」の権限委譲であり関与の縮小である。そのかぎりにおいてそれは、「官から民へ」の関与の縮小を求め「官主導から民自立へ」の転換を追求している規制緩和の推進と、軸を一にしている。規制緩和と地方分権は、中央集権型行政システムの変革を推進する車の両輪なのであって、この双方が並行して徹底して推進されたときに初めて、「第三の改革」が成就するのである。

#### 2 新たな地方分権型行政システムの骨格

では、地域住民の自己決定権を拡充するためには、どのような点を改めるべきなのか。新たな地方分権型行政システムの骨格とは何か。

まず第一に、国と地方公共団体の関係を現行の上下・主従の関係から新しい対等・協力の関係へと改めなければならない。それには、国と地方公共団体を法制面で上下・主従の関係に立たせてきた機関委任事務制度を、この際廃止に向けて抜本的に改革する必要がある。

第二には、この新しい対等・協力の関係を実のあるものにするために、これまで国の各省庁が包括的な指揮監督権を背景にして地方公共団体に対し行使してきた関与、なかでも事前の権力的な関与を必要最小限度に縮小し、国と地方公共団体の間の調整ルールと手続きを公正・透明なものに改める必要がある。なお、この新しい調整ルールと手続きを構築するにあたっては、官と民の関係を公正・透明なものにすることを目的にして制定された行政手続法の考え方を参考にすべきである。

第三に、このことは、法令に明文の根拠をもたない通達による不透明な関与を排除し、「法律による行政」の原理を徹底することを意味する。国による地方公共団体の統制は、国会による事前の立法統制と裁判所による事後の司法統制を中心とするものとし、各省庁による細部にわたる行政統制を可能なかぎり縮小することである。



## 第1章 総論 – 地方分権推進の趣意

### II 目指すべき分権型社会の姿 — 地方分権推進の目的・理念と改革の方向

#### 3 地方公共団体の自治責任

#### 4 地方分権型行政システムに期待される効果 — 分権型社会の姿

では、国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」から「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に転換したならば、その帰結としてどのような効果を期待できるのか。

第一に、知事・市町村長が、「国の機関」たる立場から解放され、「地域住民の代表」であり「自治体の首長」であるという本来の立場に徹しきることができるようになるので、知事・市町村長はこれまで以上に地域住民の意向に鋭敏に応答するようになる。地方議会にとっても、その機能が強化され、知事・市町村長に対する監視・牽制・批判機能の重要性が増す。そしてこのことは、地域住民による各種の新しい運動の展開を促し、自治への住民参画を促すことになるはずである。すなわち、民主主義の徹底である。

第二に、それぞれの地方公共団体による行政サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになる。このことは、他面では地方公共団体が相互にその意欲と知恵と能力を競い合う状態を創り出すことになり、そのことがまた地方公共団体の自己改善を促す効果をもつはずである。それぞれの地方公共団体が優先して推進する政策にはこれまで以上に大きな差異が生じることとなり得るが、それは究極においては地域住民自らによる選択の帰結なのであって、これを不満とする地域住民は批判の矛先を自らが選出した地方議会と首長に向けなければならない。すなわち、地方自治の本旨の実現である。

第三に、これまで国・都道府県・市町村の間で行われていた報告・協議・申請・許認可・承認等の事務が大幅に簡素化され、この種の「官官折衝」のために浪費されてきた多大の時間・人手・コストを節約し、これを行政サービスの質・量の改善に充てることができる。すなわち、公金の有効活用の促進であり、国・地方を通ずる行政改革の推進と国民負担増の抑制である。

要するに、地方分権型行政システムに移行した暁には、まず国・地方を通じて〔行政のスタイル〕が変わり、〔国・都道府県・市町村の関係〕が変わる。これによって〔地方公共団体の姿勢〕も変わり、究極において〔地方公共団体による地域づくりとくらしづくりの方策〕が変わるのである。

### III 生活者・納税者の視点に立った地方分権の推進

## 第2章 国と地方の新しい関係

### I 国と地方の役割分担の基本的考え方

#### 1 国・地方の役割分担の原則

##### (1) 国が担うべき事務

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業  
(ナショナルミニマムの維持・達成、全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等に係る基本的な事項に限る。)  
などを重点的に担うものであることを徹底する。

##### (2) 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。

#### 2 国の立法の原則

国と地方公共団体との関係に関する国の立法の原則は、次のものが考えられる。

- ① 地方公共団体の行政に関する法律は、地方自治の本旨に適合し、国・地方の役割分担の原則に沿ったものでなければならない。
- ② 国は、国民の権利・義務に関する事項については通達等によらず、法律で定めるものとする。
- ③ 国は、自治事務（仮称）について、法律で基準等を定める場合等には、地方公共団体がそれぞれの地域の特殊性に対応することができるようにするために、直接条例に委任し、又は条例で基準等を付加し、若しくは緩和し、若しくは複数の基準等を選択できるように配慮しなければならない。

なお、法律と条例との抵触を争訟手段によって解決するための仕組みを検討する。

### II 機関委任事務制度の廃止

### III 地方公共団体が担う事務の整理

...



## 地方分権推進要綱

### 第二 地方公共団体と国との関係

#### 2 (地方公共団体及び国の事務の範囲等)

- ① 国が所掌する事務は、原則として、次に掲げる範囲のものに限定するものとする。
  - (1) 天皇及び皇室に関すること。
  - (2) 外交、防衛及び安全保障に関すること。
  - (3) 司法に関すること。
  - (4) 国政選挙に関すること。
  - (5) 通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権並びに郵便に関すること。
  - (6) 国籍、税関、出入国管理及び旅券に関すること。
  - (7) 海難審判、海上保安、航空保安その他の全国的な治安の維持に関すること。
  - (8) 全国の総合開発計画及び経済計画の策定に関すること。
  - (9) 公的年金、公的保険、労働基準、基本食糧の確保、資源・エネルギーの確保等に関すること。
  - (10) 全国的な電波監理及び気象業務に関すること。
  - (11) 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関すること。
  - (12) 伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命、健康及び安全に関する基準、生活保護に関する基準、義務教育に関する基準等の設定に関すること。
  - (13) 国勢調査等の全国的な統計調査に関すること。
  - (14) 全国を対象とする骨格的かつ基幹的な交通・通信基盤施設の設備及び管理に関すること。
  - (15) 地方制度及び国と地方公共団体との間の基本的ルールに関すること。
  - (16) 国の機関の組織(内部管理を含む。)及び税財政に関すること。

# 地方分権一括法 (H12施行) による国・地方の役割分担等

## 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

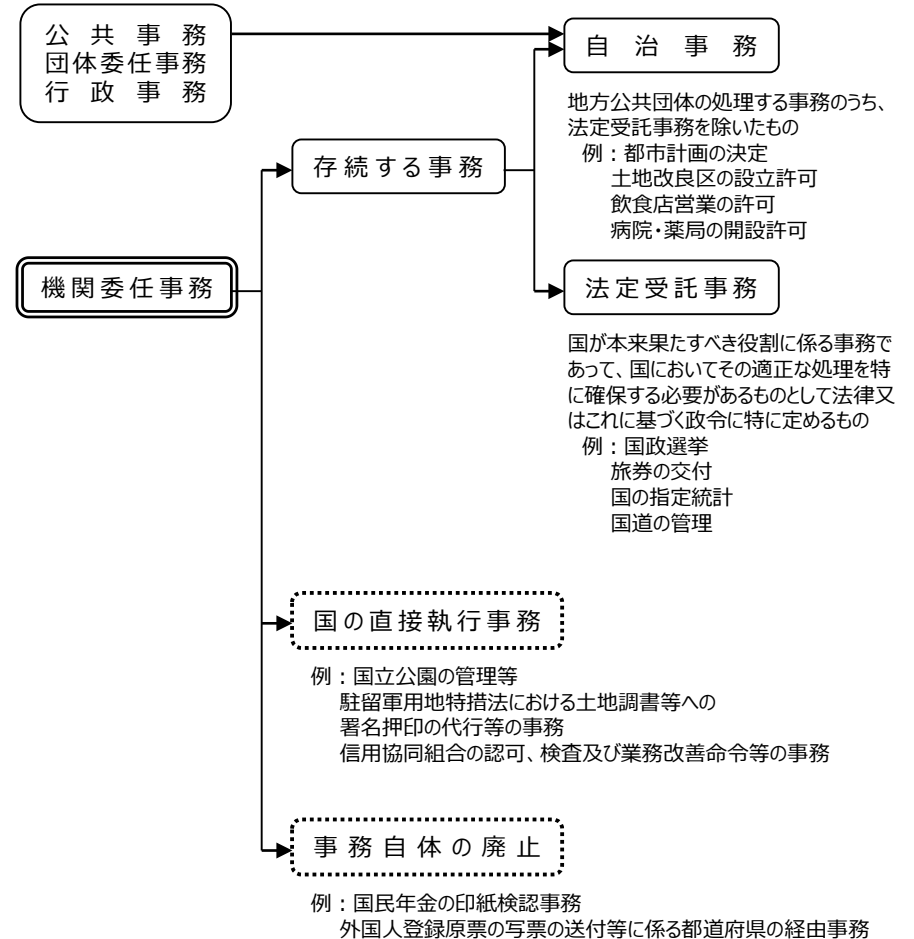
地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。

### <地方自治法第1条の2>

- 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。
- 国は、次の事務その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。
  - ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
  - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
  - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
- 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として国と地方公共団体との間で適切に役割分担。
- 国は、地方公共団体に関する制度・施策について、地方公共団体の自主性・自立性を十分発揮されるようにしなければならない。

## 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

### <地方公共団体の事務の新たな考え方>



## 未完の分権改革、残された数多くの改革課題

### I 地方財政秩序の再構築

地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築すること。

### II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくこと。

### III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

平成17年3月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の2層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めること。

### IV 事務事業の移譲

ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進すること。

### V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論すること。

### VI 「地方自治の本旨」の具体化

憲法第8章第92条の「地方自治の本旨」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確固たるものにする方策を構想すること。

## II 地方公共団体の行財政運営の改革

### 2. 効率的行財政運営の推進

#### (4) 電子自治体の実現

我が国における近年のIT化の進展は目覚しく、国や地方公共団体の行財政運営の在り方にも多大な影響を与えている。こうしたITの積極的な活用は、行政の効率化及びコスト削減に貢献するものである。ただし、従来の業務の在り方を維持したままでIT化を行っても、その効果を十分に発揮することはできないため、現在の業務の在り方そのものを見直すことが不可欠である。また、IT化は、行政と住民とのインターフェース（接触機会）を拡大し、住民の行政への関心を高め、住民自治の拡充をもたらすメリットがある。

例えば、IT化による電子自治体を構築し、申請・届出等のオンライン化、電子入札化、金銭の出納に関わる手数料等の電子納付化等を実現することは、行政コストの低減にも資するだけでなく、24時間在宅での対応が可能となる等、住民の利便性向上に資する。…（中略）…遠隔医療・福祉支援、遠隔教育、高度道路交通システム（ITS）の活用等、地域の実情に応じた住民サービスの提供を可能とし、業務の効率化とともに、住民サービスの質の向上等に資する。（略）

行政と住民とのインターフェースの拡大に関しては、ホームページによる情報公開、情報提供の促進は…（中略）…、地方公共団体による行財政運営の透明性の向上や説明責任の徹底を図り、住民による行政の監視を容易にするための重要な手段に位置付けられるものである。また、住民参加を促進する観点からは、双方向のインターネットの活用が望ましく、行政に対する意見の聴取（パブリックコメントを含む。）や電子会議等、政策決定過程への住民参加を促進すべきである。（略）

一方、電子自治体の構築による利便性を十分に享受するためには、コンピュータウイルスやサイバー攻撃、システム内の不具合・事故等により、住民や行政に対して混乱を生じさせたり、個人情報流出したりすることがないように、情報セキュリティの強化が必要である。（略）

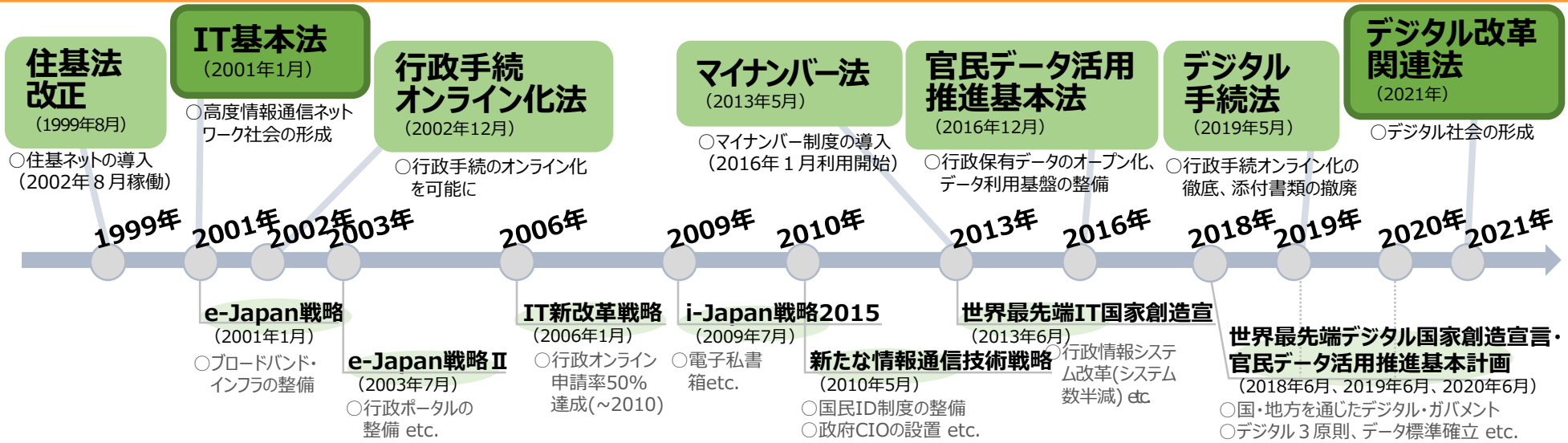
この他、電子自治体の構築に向けての課題としては、地域間や世代間等のデジタル・ディバイド（情報格差）の解消、既存システムの見直しも含めた情報システムに係るコストの削減等が挙げられる。これらの課題の解決のために、地方公共団体の業務の標準化とシステムの共同化（共同アウトソーシング）を推進するとともに、国における情報提供等の支援が必要である。また、電子自治体の構築を推進する人材確保のためにも、地方公務員の任期付採用や報酬体系の弾力化の活用を更に推進することが必要である。

国の各省庁が個別にシステムを構築しているために、地方公共団体における情報管理やセキュリティ対策等について、効率的な対応が困難な場合も見られることから、可能な限り総合行政ネットワーク（L GWAN）を活用し、また汎用的なシステムの整備を推進することにより、国と地方公共団体の行政の簡素化・合理化を推進すべきである。

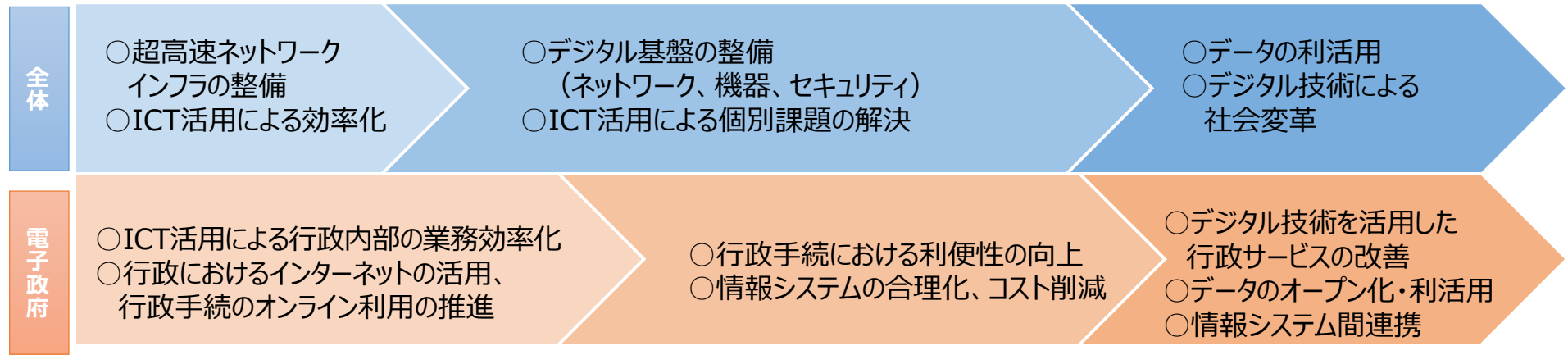
# デジタルと地方行政

# 電子政府・電子自治体からデジタル・ガバメントへ

主な法改正



政府戦略の動向

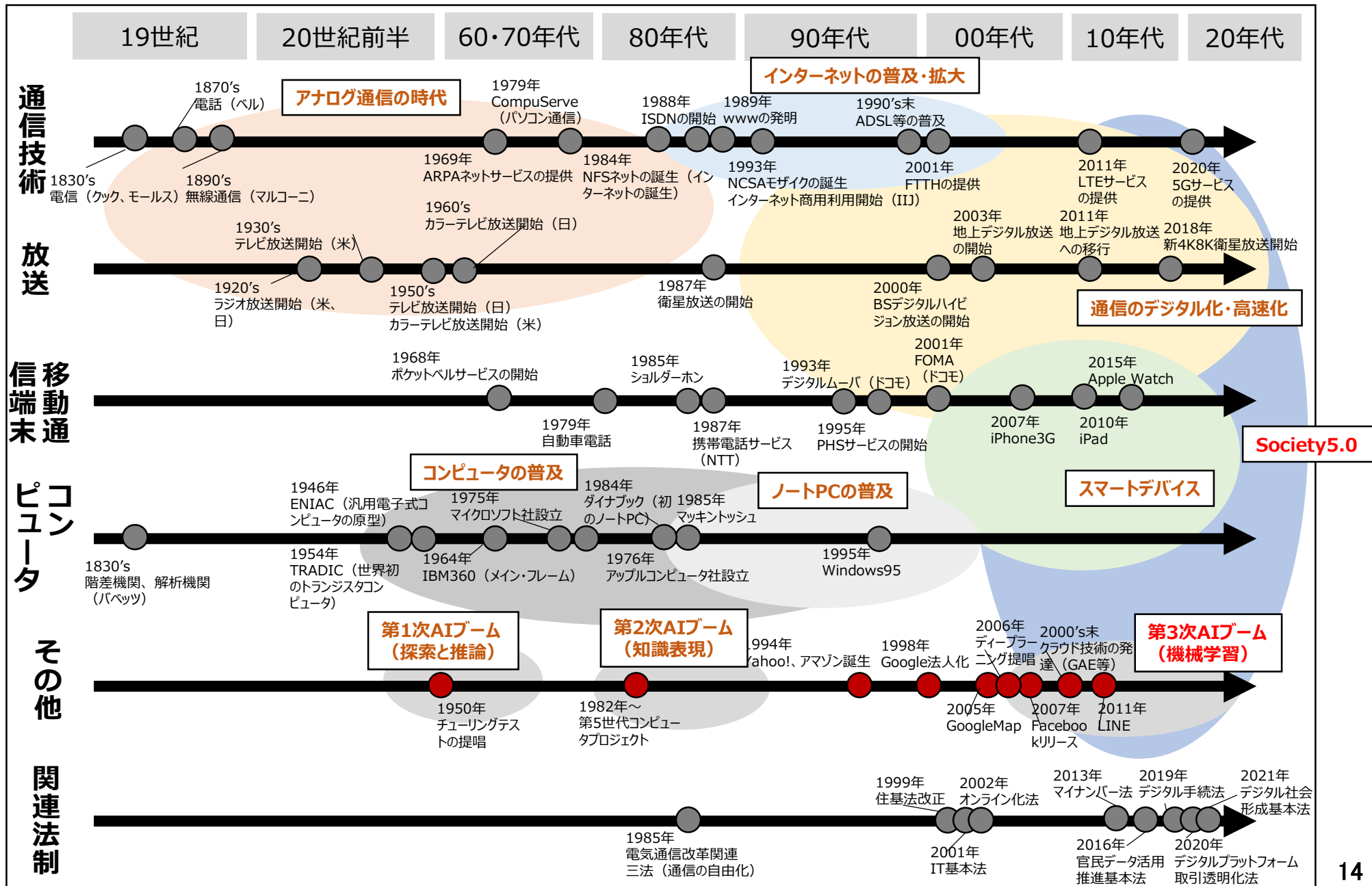


背景・潮流



# 情報通信技術等の発展

情報通信白書、「IT全史」中野明等を基に作成



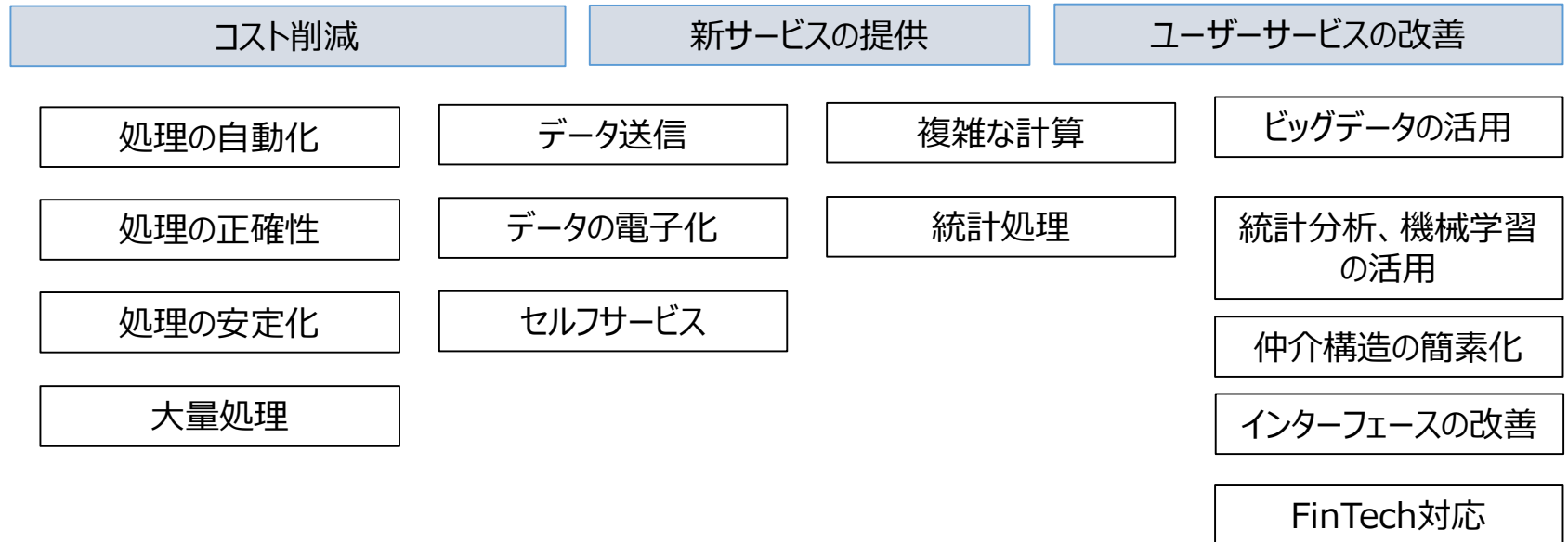
# 情報システム・システム化ニーズの変遷

情報システムの変遷



～1960年      1970年      1980年      1990年      2000年      2010年～

システム化のニーズの主な変遷



# 進化するスマートシティ

## 黎明期のスマートシティ (2000年代後半～2010年代前半)

## Society5.0の時代のスマートシティ (2010年代後半～)

### 特徴

- ICTを活用した個別分野における最適化が中心。他分野におけるデータ利用が困難であることにより、各分野に限られた情報によるサービスの提供に留まる。
- 初期はエネルギー分野等の都市インフラの最適化が中心（スマートグリッド等）。その後、サービス提供へ変異。

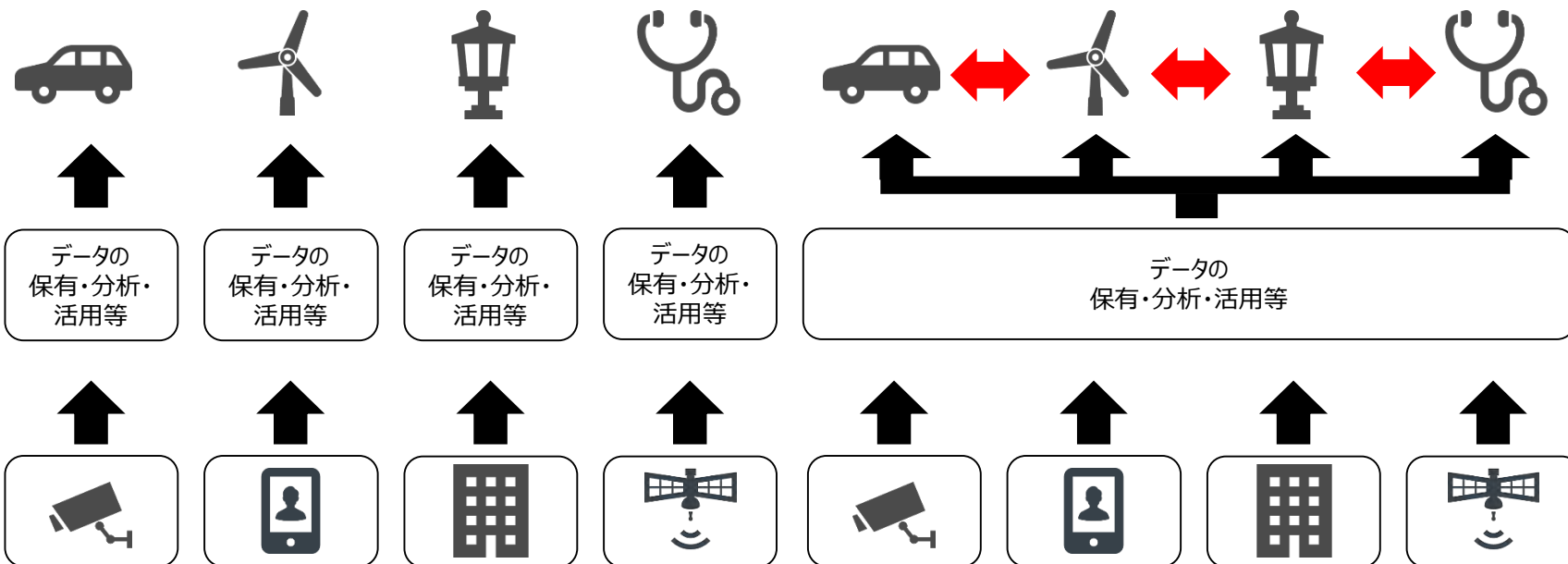
- 分野をまたがって都市全体の観点からの最適化（全体最適）を図ることが目的。分野横断のデータ利活用やAIによるビッグデータ分析等により多様なニーズに対応するサービス提供が可能に。
- GAFAsやアリババなどデジタル・ネイティブ企業が参画する傾向。

### 概念図

各種サービス

データ基盤

データの収集



# デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

## ①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### 行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

#### 行政手続における情報通信技術の活用

##### 行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

##### 添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

#### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

#### デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

#### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施



# 新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

令和2年9月23日 デジタル改革関係閣僚会議資料

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫り。

## 経済・生活

### 【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



→ オンライン手続の不具合、  
国と地方のシステムの不整合 等

## 行政

### 【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



→ オンライン手続の不具合、  
国と地方のシステムの不整合 等

## 働き方

### 【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



→ 押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化 等

## 医療

### 【影響】

- ・ 現場負荷増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



→ 陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ 等

## 教育

### 【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



→ オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足 等

## 防災

### 【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



→ マイナンバーカードによる罹災証明発行、  
AI活用等による被災者・現場負担軽減の必要性 等

# デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

## デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等



# 自治体DX推進計画 概要

## 1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
  - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させるとともに、**
  - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出**されることが期待される。

## 2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」※として策定。 ※計画期間（R3.1～R8.3）

## 3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備  
（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取り組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

## 4. 重点取組事項

- ・ **自治体情報システムの標準化・共通化**
- ・ **マイナンバーカードの普及促進**
- ・ **行政手続のオンライン化**
- ・ **AI・RPAの利用推進**
- ・ **テレワークの推進**
- ・ **セキュリティ対策の徹底**

## 5. その他の取組事項

- <自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>
  - ・ 地域社会のデジタル化
  - ・ デジタルデバイド対策
- <その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）>
  - ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
  - ・ オープンデータの推進
  - ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（抜粋）

## 1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化  
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症への対応を通じ**、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

### 目指すべき地方行政の姿

**地方行政のデジタル化** (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

**公共私連携** (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

**地方議会** (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

## 2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

### ① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

### ② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

### ③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援  
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

### ④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

### ⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

## 第2 地方行政のデジタル化

### 2 地方行政のデジタル化と国の役割

#### (1) 地方行政のデジタル化について国が果たすべき役割

…追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、**地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。**

そのため、**国には、共通して活用可能な基盤やツールの提供、条件不利地域も含めた地域におけるデジタル化に必要なインフラの整備促進を早急に進めていくことが求められる。**このことは、地方公共団体が即応性、柔軟性を求める住民の期待に応え、迅速かつ的確な行政サービスを実現することにも通じる。

#### (2) 国が果たすべき役割の類型化

…地方公共団体の事務の標準化・統一化の必要性や地方公共団体の創意工夫が期待される程度に応じて、国は適切な手法を採るべきである。住民基本台帳や税務など、**多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適当と考えられる。**他方、**地方公共団体が創意工夫を発揮することが期待され、標準化等の必要性がそれほど高くない事務については、奨励的な手法を採ることが考えられる。**

### 3 取組の方向性

#### (2) 地方公共団体の情報システムの標準化

…**住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。**自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、**団体間の情報システムの差異の調整が求められる。**また、**地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。**さらに、**国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。**こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、**観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さい**と言える。

そこで、**基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とする**とともに、**ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、システムの機能要件やシステムに係る様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる



# 地方公共団体の情報システムの標準化について

## 標準化法制定前

地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

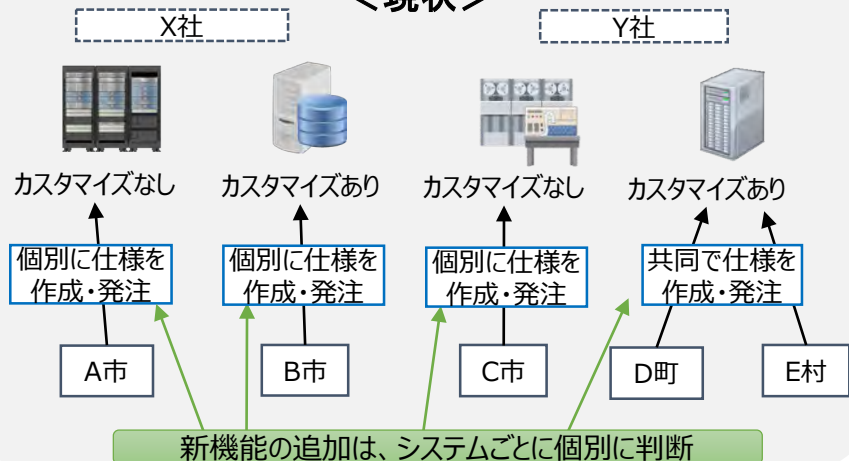
## 標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象業務の処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、**基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能**

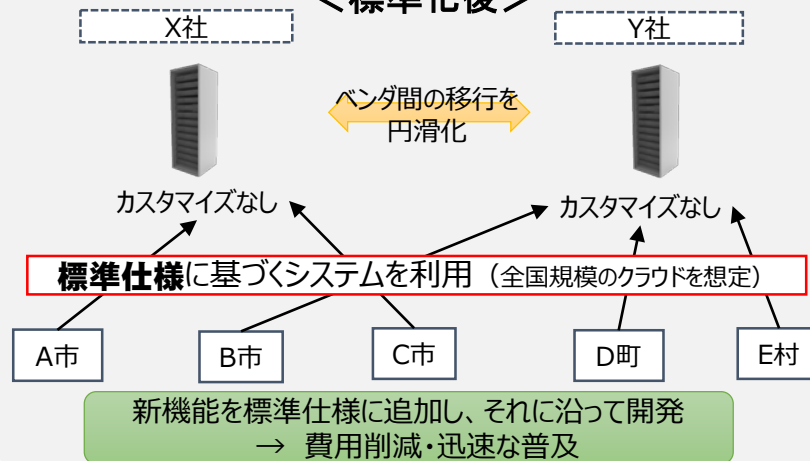
## 地方自治との関係

複数の地方公共団体による情報システムの共通化の取組を進めてきたが、自主的な取組を基本としたため、業務プロセスの相違や団体間の調整コストなどが課題となり円滑に進みづらい状況にあった。**標準に準拠した情報システムの利用が法的に担保されることで、標準準拠システムの開発が促進され、全国規模のクラウド活用により割り勘効果が大きくなり、取組の効果が最大化する。標準化の対象事務は地方公共団体の創意工夫の余地が小さい事務**であり、独自性を発揮すべき分野の事務を対象としていない。**標準化の取組は国として推進すべき地方行政のデジタル化の基盤**であり、地方自治法に言う、いわゆる国の役割とされている**地方自治に関する基本的な準則を定めるもの**。

### <現状>



### <標準化後>



# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出



# 地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化

## 個人情報保護法改正前

地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用

- 団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR 十分性認定など国際的な制度調和と、G20大阪首脳宣言におけるDFFTなど我が国の成長戦略への整合の要請

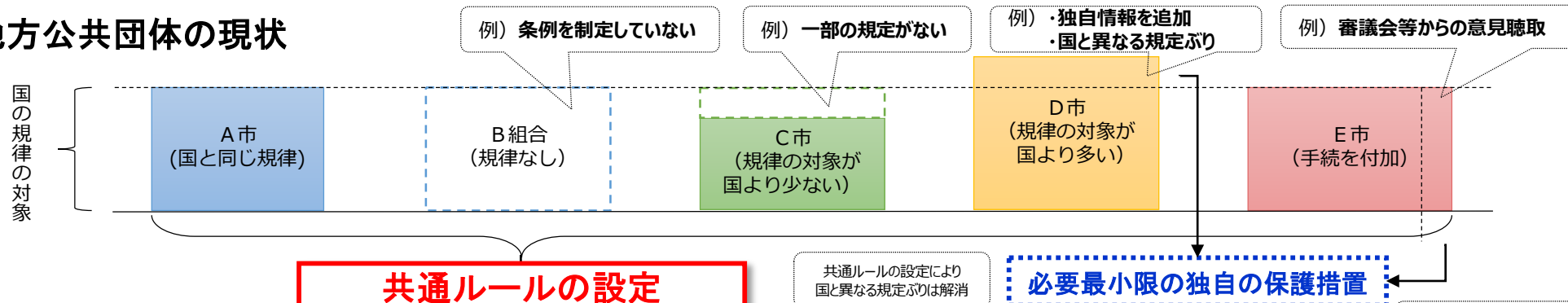
## 個人情報保護法改正後

- 国と併せ、地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象とする
- 個人情報の取扱い（保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等）等について、国と同じ規律を適用
- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定することができる

## 地方自治との関係

社会のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ利活用」の両立には、個人情報保護の全国的共通ルールの設定が不可欠であり、国が担うべき役割と考えている。個人情報保護委員会による地方公共団体に対する勧告等の権限は、国の関与に関する地方自治法上の一般原則に則ったものであり、また、地域の特性に照らして必要がある場合には、法律の範囲内で条例により独自の保護措置を講じることは可能としていることから、共通ルール化は地方自治の本旨に反するものではない。

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



# 地方分権改革と規制改革との相違

## 第一次地方分権改革まで

### 中央集権型行政システムの変革手段としての「地方分権改革」と「規制改革」

- 「地方分権改革」と「規制改革」はともに、中央集権型行政システムを変革する手段であり、車の両輪という位置づけ
- 国から地方への権限移譲や関与の縮小、国による規制の緩和など、国の権限の縮小に力点

#### 【参考：政府方針における言及例】

- **第2次臨時行政改革推進審議会中間答申「国と地方の関係等に関する答申」（1989年12月20日）**
  - ・ 「国・地方を通じ、公的規制の緩和、民間能力の活用等を積極的に推進し、不要・不急の行政事務・事業の整理を進める。これを前提として、以下の措置をとるものとする」
  - ・ （以下の措置として、）「権限移譲等の推進」「国の関与・必置規制の廃止・緩和等」「機関委任事務の整理合理化」「改善等の実施推進」
- **地方分権推進委員会中間報告（1996年3月29日）**
  - ・ 「地方分権の推進は、「国から地方へ」の権限委譲であり関与の縮小である。その限りにおいてそれは、「官から民へ」の関与の縮小を求め「官主導から民自律へ」の転換を追求している規制緩和の推進と、軸を一にしている。規制緩和と地方分権は、中央集権型行政システムの変革を推進する車の両輪なのであって、この双方が並行して徹底して推進されたときに初めて、「第三の改革」が成就するのである。」

## 第一次地方分権改革以降

### 「地方分権改革」と「規制改革」の相違の顕在化

- 規制改革・民間開放推進会議は、第一次分権改革直後から、全国一律の義務づけを一定評価
- 近年は、条例による地方の独自規制について否定的な評価にも言及。さらに、地方公共団体間の共通ルールの欠如が事業者の負担になっているとも指摘

#### 【参考：政府方針における言及例】

- **規制改革・民間開放推進会議第2次答申（2005年12月21日）**
  - ・ 「地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告を内容とする通知の中には、全国一律で義務付けを行う方が国民にとって望ましいものが存在する」
- **規制改革会議第4次答申（2016年5月19日）**
  - ・ 「地方自治体における条例等に基づく規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘」
- **規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」（2020年）**
  - ・ 「地方公共団体が受け手となる手続については、国等の手続と比べてもオンライン利用が進んでおらず、申請項目、書式、添付書類に係る取扱い等が地方公共団体ごとにバラバラであることとあまって、特に、地域をまたいで活動する事業者にとって大きな負担となっている。また、国民への迅速かつ的確な行政サービスの提供という観点からも、地方公共団体がバラバラにシステム開発を行う現状の見直しが必要である。」